

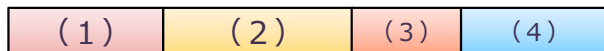
産前・産後休業～育児休業期間の保険料に関する手続きは、各事業所（会社）経由でご提出ください。

※育児休業取得期間は、各事業所（会社）毎に定められています。

保険料免除対象期間	手続きをするタイミング	申出内容	申出の提出書類
産前産後休業期間 産前4日間 産後56日間	産前休業に入るとき	1. 出産予定日を基準に産前産後休業の申出をする。	産前産後休業取得者申出書
	出産予定日と違う日に産したとき	2. 休業期間変更の申出をする。	産前産後休業取得者変更（終了）届 ※出産予定日通りに産の場合は申出不要
	休業終了予定日よりも前に産後休業を終了することになったとき	3. 産後休業の終了の申出をする。	産前産後休業取得者変更（終了）届 ※終了予定日に変更がない場合は申出不要
育児休業期間 3歳未満の子の養育(※)	産後休業後、引き続き育児休業に入るとき	1. 「1歳に満たない子を養育」する期間の申出をする。	育児休業保険料免除申出書
	子どもが1歳に達するとき	2. 「1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育」する期間の申出をする。	育児休業保険料免除申出書
	子どもが1歳6カ月に達するとき	3. 「1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育」する期間の申出をする。	育児休業保険料免除申出書
	子どもが2歳に達するとき	4. 「2歳から3歳に達するまでの子を養育」する期間の申出をする。	育児休業保険料免除申出書
	休業終了予定日よりも前に育児休業を終了することになったとき	5. 育児休業の終了の申出をする。	育児休業保険料免除終了届 ※終了予定日に変更がない場合は申出不要

※3歳未満の子をを養育するための育児休業の申出は、次の

(1)～(4)の期間に分けて、その都度申出をする。



開始日      1歳      1歳6カ月      2歳      3歳

※その他、保険料に係る手続きとして、休業終了時の標準報酬月額の変動があります。

仕事に復帰したときに、休業する前と後で標準報酬月額に1等級以上変動があった場合、被保険者の申出により各事業所（会社）を通して月額を改定することができます。該当する場合は、以下の申請書類により届出をしてください。産休または育休の終了日の翌日が属する月から起算して4カ月目から改定されます。

(ただし、支払基礎日数17日未満の月があっても改定を行うことはできるが、17日未満の月を除く)

■産後休業明けの場合 >> 「産前産後休業終了時報酬月額変更届」

■育児休業明けの場合 >> 「育児休業等終了時月額変更届」